

第三セッション 日本思想とジェンダー…史学思想史としての「女性史」・序論

長 志 珠 絵

はじめに

「日本思想とジェンダー」という課題をいただいた。「Gender」は、フェミニズムの蓄積を経て登場した。J・スコットの後の定義は「身体的差異に意味を付与する知」（原著一九九九）であり、近代知の前提であった「公／私」の枠組みや線引きの政治が問われ、「女性という性は〇〇学に適さない」といった「自然」に仮託した神学論争を終わらせてきた。他方で大会当日は、概念をめぐる質問を多く受けた。以下では方法論としての「ジェンダー」を近接する学会動向の参照からたどり、思想〈史〉研究としての

作業を考えたい。行論の着地点としては、史学思想史としての「女性史」の再検討にあるが、詳細は『論集』に委ね、主に大会でのコメント的な部分の詳述と討論を念頭におく序論的試みとしたい。

1 近隣他学会の動きから

『石波講座哲学15 変貌する哲学』（二〇〇九）の和泉ちえ「哲学とジェンダー」は、日本哲学会対象の「男女共同参画に関するアンケート」結果として「女性は元来哲学的思考に不向きである」という回答が、二〇〇五年段階で「顕著に」存在したという。日本の哲学研究が「徒弟制度に基

づく男性中心クラブの特徴を依然保持」したことを糸口に論考は「過去の男性思想家集団の言説のなかでの排除の論理をたどり、「哲学史」上の〈空白〉の構造そのものを問う。ジェンダー射程による脱構築的な試みの典型だろう。

これに対し、二〇〇三年がジェンダー関係の初特集号という日本政治学会は、学会誌そのものが問題領域を開く。

特集「性」と政治」は、趣旨説明として渡辺浩の論考を配す。近代以降、欧米圏での理論動向に機敏だった政治学者が「ことジェンダー研究に関しては、ひどく反応が鈍い」、特集の二〇〇三年の実現は「遅れ」であり、「ジェンダーへの関心の乏しさ」としつつ、「むしろ奇妙」「特異」だが、「日本における政治学の性質やあり方に、問題を投げかけている」とする。この出遅れ感はしかし、時差ゆえに逆に、ジェンダー研究の深化と切り結んでの政治学の課題を示したのではないか。生物学的決定論批判をも目配りする渡辺論文は、政治学会にとっての「性」という視座の重要性を「参加」「交錯」などの項目に分け、政治学・政治史の文脈に即して縦横に開いてみせた。「ジェンダーやセクシュアリティが他の諸概念・諸意識と様々に交錯し、混合し、融合し、そして往々政治化する」「具体的な政治的社会的現象も理論的問題も性と深く関わる」「性」と政治は、いかなる政治的・思想的立場に居ようとも、極めて

知的に興味深い領域である。現状分析・政策論・比較分析・歴史・理論、あらゆる分野で、広大な研究の未開拓地が待っている」と結ぶ。ジェンダー概念を学会特集号に導入することの有効性に説得的なレビューだろう。

ここでは明治以降の政治言説を扱った岩本美砂子「女性をめぐる政治言説」を全体の行論の参照としたい。同論考は、権力の変動や移動がジェンダー的な秩序の変化をもたらすとみるからだ。さらに岩本は二〇〇三年特集の「政治学会」での「問題への認識を一新させる衝撃力」を受けて「ジェンダーと政治過程」を編み、九本の論考を「ジェンダー化する」という言葉で括る。二〇〇八年米国大統領選挙の政治過程に焦点をあてた大津留論文は「ペイリンという保守派の女性副大統領候補の出現」に対し、「覇権主義的男性性を主体的に担う「女性保守」」を提起する^⑤。覇権的男性性 (hegemonic masculinity) は、男性間の権力関係を「複数の男性性」とする社会学のB・コンネルの分析概念である。変数としての「男らしさ」を人種や階級、性的志向にいたる多様な男性性との関係性においてとらえ、周縁化や排除を伴う構造の可視化を狙う。これに対して「女性保守」概念も女性性の多様性を問うが、この点で、理論的根拠の一つとしてよく参照される、J・ハルバーシュタムによる女性の男性性 (Female Masculinity) 概念は、「女性

の主観性 (subjectivity) が男性性 (masculinity) に自己同一化 (identity) する」文脈を探る。この特集もまた、性差に多様性を読み込むこうした新たな論点を含みこむことで、男女の非対称的な権力関係の相対化に踏み出し、従来のフェミニズムとの違いを争点とする。例えば一九世紀フェミニズムが前提とした「女性の社会進出を後押しするリベラルな視点」の限界に加え、家父長的な支配の形態の新しいさを問う必要を指摘する。加えて「女性イコール平和主義か」というアジェンダが先送りにされてきた、とも批判する。

岩本論考も含め、「政治がジェンダー化し、ジェンダーが政治化する現象」のダイナミズムへの問いは、フェミニズムに起源を持つ「ジェンダー」射程そのものを問う、いわば自己言及的な要素を含む。

2 ジェンダー射程と思想史の課題

先の渡辺論考は、儒学知の持つ理気二元論をジェンダー化された知と捉えた。官僚養成制度としての科挙制度との関係も視野に入るだろう。儒学知と近代との関係について、今日のジェンダー射程はたとえば「性差と階級差を持つ」国「民化」過程の読み直しが可能ではないか。改めて先の岩本論考の仮説を紹介すると、その一つは、「権力が移動する

ときには女性が政治の争点となって、ジェンダー的な秩序に変化が起こる可能性がある」とある。ここから、維新时期や戦後初期の言説空間を思い起こすことは容易だろう。例えば、儒学知に通暁した世代が書き手であり読書空間とした『明六雑誌』誌上での、「性」をめぐる言及の多さはまさに思想的主題ではないか。同人たちの一夫一婦論や養子批判、のちの福沢の男子論などについて、筆者は近代家族論という研究史の枠組みで捉えてきたが、そこには渡辺の指摘した知の「交錯」としての脱中華的言説が、西洋近代に範をとる「性」の政策化と重なりつつ見え隠れするからだ。

では日本思想史をめぐる方法論的問いかけはジェンダーをどのように扱うのか。ここでも「講座」を用いるならば『方法』（日本思想史講座5）は周到に、ジェンダー概念をめぐる議論を配している。川村邦光論考は、「性／性差をめぐる物語と思想」「性／性差をめぐる視点」「ジェンダーという視点」「セックス／ジェンダー観の転回」の四構成をとる。女性学を媒介に、一九九〇年前後を区切って「女性史からジェンダー史へ」の転回点に「ジェンダーの視点」を認識論として位置付ける試みだ。歴史の変数であり認識としての「性」を宗教民俗学の立場から問い直してきた著者はジェンダー射程を身体史領域の登場として評価す

る。J・バトラーによるセックスとジェンダー二元論への批判（原著一九九〇、邦訳一九九九）を経て、認識によつて構築される対象としての身体やその境界線の構築に課題を開く。

しかし二〇一五年での川村論考は上記の「政治学」特集が直面するような新しい研究動向に言及しない。この点と関わつて「ジェンダーの視角は、誰の歴史を誰が研究し叙述するのかという、ポジショナリティという位置が問われている現在、欠くことができなくなっていることは確か」との指摘にとどめる。ここで私は不可視化されてきた集合体をマイノリティととらえ、歴史叙述のなかに位置づける——という方法とその蓄積の重要性を看過するものではないことは強調したい。しかし「誰の歴史」なのかを問う視座とは、仮構された集合体を前提とし、歴史叙述としては「トークン化」の方向性を持つのではないか。

先の特集「性」の「政治学」に通底する理論的前提は、一九世紀以降のフェミニズムが可視化した、集団表象としての女性（男性）という枠組みを検証の対象としたことだ。特にLGBT研究の進展はセクシャリティの多様性という観点にとどまらず、従来のジェンダー研究が異性愛主義をブラックスボックス化する傾向にあったことや、性差を射程にいった歴史研究がその蓄積ゆえに女性性に偏っていた点、

あるいは近代家族研究の導入による研究領域が、母子親子関係を軸に、生殖パースペクティブアプローチ優先であった点、そもそも異性愛の相対化が弱かった点などを課題視する。実際、社会からの要請という点で、たとえば「子ども」の性的アイデンティティをめぐる承認は、家族や民族集団の「経験」ではなく、外部からの「教育」が重要性を持つ。「性的マイノリティ」という用語に変え、*Social Orientation Gender Identity* とし、個々の性的アイデンティティの多様性についての認識転換をはかる用語が提起されるなど、ジェンダー・アプローチの理論的前提は大きく動いている。⁷⁾

ここでは改めて、講座『方法』所収の黒住真「日本思想史の方法」論文に注目したい。⁸⁾ 黒住は「思想史はいかに「立ち現れる」のだろうか」として構築主義的な思想史研究の立場を明確にする一方、学問を言説の制度とする。思想史の対象としての学史や学術潮流史という枠組みは、今日のジェンダー・アプローチのように本質主義的な設定が方法論的陥穽として意識される領域において魅力的だ。川村論考も含め、一九九〇年代以前での「女性史」の蓄積が指摘されて久しい。しかし、「聞き書き」という手法や「地域女性史」の実践などをふまえた歴史叙述をめぐる方法論に即し、一九九〇年以前の「女性史」像を

ジェンダー・アプローチをふまえて思想史の課題とする試みは、重要な課題だろう。その試みの一端として以下では、戦後民主主義言説のなかの「女性史」という語りについて、「井上女性史」のテキストの一部を検討しておきたい。

3 「女性史」という言説——井上『日本女性史』における「女性史」という語り

川村論文は、先行研究にならって、ジェンダー史の前身としての「女性史」を、井上清『日本女性史』（一九四八—一九五三）に対する村上信彦『日本女性生活史』（一九六八）に対峙させる。批判的対象としての井上女性史は、女性解放の到達度合いを過去の事象に探る意味で運動論的であると同時に「民族解放と祖国独立の闘いの一部」であり、従属的な位置づけであって主役ではない、とする。しかし言説分析としての、さらに言説空間に「女性史」という営みを配する際、井上女性史の歴史的位相は、やや異なってみえる。特に、戦後女性史の出発点は、権力の移行期であると同時に、占領期という、権力の重層性の構図を持つ。岩本がいう「政治がジェンダー化し、ジェンダーが政治化する現象」を言説空間として読み解く試みが必要だろう。

井上は「女性の解放は一つの歴史的必然」とし、その条件や歴史的経緯を明らかにする営みを「女性史」と名付け

た。^⑤一方で、「運動論」に従属的とされてきた井上女性史は初版一九四九年以降に版を重ね、一九五三年版は本論で論証を加えたとされる。ここではそのナラティブを「はしがき」により比較してみたい。結論からいうと、その論理構成は大きく異なる。

初版と一九五三年版のそれぞれの「はしがき」で井上は以下のように女性史記述の意義を述べる。

これまでほとんどすべての日本の歴史は、日本人の、その九割以上をしめる日本人男女の、歴史ではなく、人民を支配する少数男性の歴史であつた——また私はこの書を、人民女性の歴史であるとともに、人民大衆のための歴史とするよう、歴史を人民のものとするよう、あらゆる苦心をはらつた。^⑩（初版・一九四八年一月）

……憲法を改悪して、公然と再軍備と徴兵制の復活をやるうとする支配者の陰謀をもつともがんきょうにおさえているのは、女性である。またこの四年半の歴史は、アメリカ占領軍による「女性解放」が、どんなにいかげんなごまかしにすぎなかつたか、ということをもあきらかにした。いまや、女性解放は、全民族の外国支配からの解放、祖国の独立のたたかひの一部分としてのみ、発展できる……（一九五三年版・一九五三年

七月)

初版が描く「女性」は井上がカテゴライズする「人民」を上位概念とする。「人民女性」と「人民大衆」は使い分けられる一方、権力の磁場として一九四八年段階の記述ですでに帝国は忘却されている。ことに過去の歴史が「人民を支配する少数男性の歴史」とされる際、権力関係における「性」は当初から相対化されてしまう。しかし、序章「女性史の意味」の記述で井上の筆致は性をめぐる闘争に警鐘を鳴らす。新憲法にもとづく新民法が保証する女性の地位や新しい家族制度がいかに攻撃されているか、「憲法二十四条」原案への「保守党の代議士はもうれつに反対」の例示が示される。井上は保守派の典型発言として「戸主権を中心とするこれまでの家族主義をこの憲法草案はねこそぎ破壊して夫婦中心の個人主義に改正する」をとりあげ考察をすすめていく。ところでこの文言の引用元を探すと、一九四六年六月衆議院本会議での北村圭太郎の政府質問につきあたる。引用部分そのものは正確だ。北村発言は文脈からは、憲法草案への政府内部からの抵抗のパフォーマンスだろう。特に井上が引用した北村の発言箇所は、民法改正によって「戸主件並に親権が根底的に動揺致す」、新憲法草案は「餘程御注意なさらないと、子供は親の意に反して妻を迎へ……親の意に反して財産を使ふ、親の意に反し

て善良なる妻を離婚する……御婦人代議士如何でございます」といち早く選出された女性国会議員たちの保守性に呼びかけてさえ見せる。初版の「はしがき」および「序章」はこのように、同時代で進行する性の政治を強く意識するベクトルの一方、「人民大衆のための歴史」の模索によって、性をめぐる抗争を相対化する要素を併せ持つことが明言されたテキストである。

これに対し、一九五三年版で井上は女性を「わが国の平和陣営のもつとも堅固なとりで」とし、闘う主体の敵を外部におく。一見、「女性」を主体とする主張は逆に、性をめぐる権力関係への感性を後退させる。初版は法Ⅱ「紙の上」だけでは不十分で、女性の解放には意識化や戦いが必要だとした。が、一九五三年版は九条に特化される危機意識によって、二十四条の社会化や新民法、労働基準法の持つジェンダーバイヤスを争点にしない。特に初版では可視化されなかった、外部の非対称的な権力としての「占領軍」(この時点では駐留軍)への対抗的な言説が構築され、女性性は平和主義の担い手としてジェンダー化され、いわば井上女性史から役割を与えられる対象となる。井上女性史の運動論的要素はこのように言説空間に占める位置を操作することで成り立っている。こうした特徴は、例えば山川菊栄『日本の民主化と女性』(一九四七)との参照によっ

でも顕著となる。井上初版本に先行する山川のテキストは、すでに戦後民主主義政策のなかに込められたジェンダーバイアスをかきとって以下のように「ジェンダー化」の政治を批判するからだ。

平等参政権は性的不平等の原則の撤廃を意味する点で最も重要なものであるが、個々の不平等の事実については女性自身の手でこれと戦わねばならぬ、賃金の不平等といい道徳標準の相違といい、一々マツカーサー司令部がなおしてくるわけではない。これが女子の伸びる芽をつみ、その隷属ゆえに新日本の建設を阻むことは必然であるから、これを単に女子のみの問題とせず、同時に男子の問題、ひいては国民の問題として、男女の協力によって、禍の根を断つべきであろう。

……
通史叙述スタイルを取らない山川のテキストは、今日なお労働法の係争点である「同一労働同一賃金」という課題にすでに一九四七年段階で照準をあてるといふ見識を示す。何よりも山川は「言論の自由が与えられての総選挙は男子にとつてもこれが初めて」として問いの「ジェンダー化」を拒む。占領権力の持つ植民地性をも喝破する。戦前からの反婦選の政治言説の所在を指摘する先の岩村論文は、占領期での反「女性の民主化」言説は封じ込められ、こうし

た構造によって問題が先送りされた、とみる興味深い指摘を行っている。井上「女性史」の位相はさらに、より緻密な言説空間での位相や他方、通史という叙述形式との関係で分析される必要がある。運動論的とされた古典的なテキストを言説空間のなかで再読する作業はジェンダー・アプローチの有効性を示す素材の一つではないだろうか。

注

- (1) 和泉ちえ「哲学とジェンダー」(『岩波講座哲学15 変貌する哲学』二〇〇九年)。
- (2) 渡辺浩「なぜ性か、なぜ今か」(『年報政治学』五四〈特集「性」と政治〉、二〇〇三年)。
- (3) 岩本美砂子「女性をめぐる政治的言説」(同右)。
- (4) 岩本美砂子「はじめに」(『年報政治学』六一—二〈特集「ジェンダーと政治過程」〉、二〇一〇年)。
- (5) 大津留(北川)恵子「アメリカ政治過程におけるジェンダーの意味の多様化」(同右)。
- (6) 川村邦光「性とジェンダー——方法としてのジェンダーの視点」(『日本思想史講座5 方法』ぺりかん社、二〇一五年)。
- (7) さしあたり、二〇一七年度の日本学術会議の提言「性的マイノリティの権利保証をめざして——婚姻・教育・

労働を中心こ』 (<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23+251-4.pdf>) 参照。なお SOGI は複数の質問を受けた。

(8) 黒住真「日本思想史の方法」(『日本思想史講座5 方法』)。

(9) 井上清「はしがき」(『日本女性史』初版、三一書房、一九四九年)。

(10) 同右。

(11) 井上清「はしがき」(『日本女性史』三一書房、一九五三年)。

(12) 一九四六年六月二十六日、第九〇回帝国議会衆議院本会議。発言者の北浦は立憲民政党から一九三〇年初当選、戦後は一九四六年日本自由党から政界復帰して第一次吉田内閣では司法政務次官を務め、憲法発布に際しては『憲法図解』(一九四七年)を著した。

(13) 山川菊栄『日本の民主化と女性』(三興書林、一九四七年)。

(神戸大学教授)